

2020年8月

お客さま各位

株式会社富山第一銀行

『外国為替及び外国貿易法』に基づく支払等規制について

各銀行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止、各経済制裁措置へ適切に対応するため、お客さまより外国為替取引等を受け付けた際には、「外国為替及び外国貿易法（以下、外為法といいます。）」に基づき、その取引が、同法の規制対象取引ではないことを確認する義務があります。お客さまにおかれましては、この点をご理解いただき、下記事項についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

○規制対象取引

各銀行は、お客さまの外国為替取引等が、以下に記載する外為法上の規制対象取引に該当しないことを確認する義務があります。（主な規制を記載）

貿易に関する規制	<ul style="list-style-type: none">・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの
制裁対象に関する規制	<ul style="list-style-type: none">・テロリスト等、外為法で指定される資産凍結対象者への支払・北朝鮮に住所や居所を有する自然人への支払・北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体及びその実質支配下にある法人・団体への支払
送金目的に関する規制	<ul style="list-style-type: none">・北朝鮮の核関連活動等に寄与する目的の取引・イランの核関連活動やイランへの大型通常兵器等の供給に関連する活動等に寄与する目的の取引

※最新の情報は、財務省のホームページにてご確認ください。

○お客さまへのお願い

- ・ご依頼人さまの本人確認書類のご提示をお願いすることがあります。
- ・ご依頼人さまの職業や事業内容、お取引の目的詳細や受取人さまとのご関係、受取人さまの生年月日や国籍等を確認させていただくことがあります。
- ・送金資金の原資に関し、その内容を証明する書類を確認させていただくことがあります。
- ・お客さまよりお伺いした内容やご提出頂いた書類については、原則、記録もしくは写しをとらせていただきます。
- ・弊行からの依頼に適切ご対応頂けない場合や、確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。